

定額複利定期預金規定

1. (預金契約の成立)

この預金に係る契約（以下、「預金契約」といいます。）は、お客さまから定額複利定期預金（以下「この預金」といいます。）に係る当金庫所定の申込書の提出による申込みを受け、当金庫がこれを承諾したときに成立するものとしします。

2. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、定額複利定期預金規定第10条第5項第1号、第2号AからEおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条第5項第1号、第2号AからEまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の開設をお断りするものとしします。

3. (預入金額)

この預金の預入額は、一口1,000円以上1円単位で1,000万円未満としします。

4. (預金契約対象者)

この預金の契約は個人のみとしします。

5. (自動継続)

(1) この預金のうち自動継続扱のものは、通帳または証書記載の最長預入期限に自動的に定額複利定期預金として継続しします。継続された預金についても同様としします。ただし、継続後のこの預金の元金額が1,000万円以上となる場合はこの取扱いはいたしません。

なお、この預金の一部支払いをしたときはその支払い後の預金残高について、引続き自動継続の取扱いをします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の方法により表示する利率としします。

(3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限。以下同様としします。）までにその旨を申出てください。

6. (預金の支払時期等)

(1) この預金は、預金の全部または一部について預入日の6か月後の応当日（継続したときはその継続日の6か月後の応当日）以後の任意の日に利息とともに支払います。

(2) 前1項による預金（一部支払いをしたときはその支払い後の預金残高。以下同様としします。）の一部支払いは、預入日の6か月後の応当日から最長預入期限までの間に、1万円以上の金額で請求してください。

7. (証券類の受入れ)

(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日としします。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、つぎのとおり取扱い、受入店で返却しします。

① 通帳扱いの場合は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、返却しします。

② 証書扱いの場合は、証書と引換えに、返却しします。

8. (利息)

<自動継続扱いでないもの>

(1) この預金の利息は、解約時（一部支払いをするときは一部支払い時）に預入日から解約日（一部支払いをするときは一部支払い日、最長預入期限以後に支払う場合には最長預入期限）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（以下「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

ただし、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について計算しします。

① 6か月以上1年未満 預入日におけるこの預金の「6か月以上」利率

② 1年以上2年未満 預入日におけるこの預金の「1年以上」利率

③ 2年以上3年未満 預入日におけるこの預金の「2年以上」利率

-
- ④ 3年以上4年未満 預入日におけるこの預金の「3年以上」利率
 - ⑤ 4年以上5年未満 預入日におけるこの預金の「4年以上」利率
 - ⑥ 5年 預入日におけるこの預金の「5年」利率
- (2) 一部支払いによって、預金残高が当初預入時の適用利率に関する金額階層額を下回ることとなった場合（以後、当該の日を「分かち計算日」といいます。）、当該一部支払い後の預金残高に対する前1項の利息の計算は、「預入日から分かち計算日の前日までの利息」ならびに「分かち計算日から解約日の前日までの利息」をそれぞれの適用約定利率で計算します。
- (3) この預金の最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における当金庫所定の方法により表示する普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金を第10条第1項によりこの預金を預入日の6か月後の応当日前に解約する場合および第10条第4項、同条第5項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における当金庫所定の方法により表示する普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

<自動継続扱いのもの>

- (1) この預金の利息は、継続時（解約するときは解約時、一部支払いをするときは一部支払い時）に預入日（継続をした場合はその継続日。以下同様とします。）から最長預入期限（解約するときは解約日、ただし、最長預入期限以後に解約するときは最長預入期限。一部支払いをするときは一部支払い日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（以下「約定利率」といいます。）（継続後の預金については第5条第2項の利率）によって6か月複利の方法で計算します。
- ただし、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について計算します。
- ① 6か月以上1年未満 預入日におけるこの預金の「6か月以上」利率
 - ② 1年以上2年未満 預入日におけるこの預金の「1年以上」利率
 - ③ 2年以上3年未満 預入日におけるこの預金の「2年以上」利率
 - ④ 3年以上4年未満 預入日におけるこの預金の「3年以上」利率
 - ⑤ 4年以上5年未満 預入日におけるこの預金の「4年以上」利率
 - ⑥ 5年 預入日におけるこの預金の「5年」利率
- (2) 一部支払いによって、預金残高が当初預入時の適用利率に関する金額階層額を下回ることとなった場合（以後、当該の日を「分かち計算日」といいます。）、当該一部支払い後の預金残高に対する前1項の利息の計算は、「預入日から分かち計算日の前日までの利息」ならびに「分かち計算日から解約日の前日までの利息」をそれぞれの適用約定利率で計算します。
- (3) 継続後の預金についても前2項と同様の方法によります。
- (4) 継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法により、継続日に指定口座に入金するか、または元金に組み入れて継続します。
- (5) 解約または一部支払いをするときのこの預金の利息は、解約または一部支払いをする元金とともに支払います。
- (6) 継続を停止した場合におけるこの預金の利息は、最長預入期限以後にこの預金とともに支払います。なお、最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における当金庫所定の方法により表示する普通預金の利率によって計算します。
- (7) この預金を第10条第1項によりこの預金を預入日の6か月後の応当日前に解約する場合および第10条第4項、同条第5項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における当金庫所定の方法により表示する普通預金の利率によって計算し、この預金

とともに支払います。

(8) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

9. (取引等の制限)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当金庫の求めに応じ、適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当金庫に届出た在留期限が経過しても新たな在留資格および在留期間等の届出がない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

10. (預金の解約、書替継続等)

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約、一部支払い、または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書または証書の受取欄に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。
- (3) 前項の解約、一部支払い、または書替継続の手續に加え、この預金の解約、一部支払い、または書替継続を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約、一部支払い、または書替継続の手續を行いません。
- (4) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第17条第1項に違反したとき
 - ③ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項、および前条第1項もしくは第2項にもとづく各種確認や提出された資料等に関し、預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出に偽りがあることが明らかなる場合
 - ④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑤ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (5) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、

暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかにでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他本号AからDに準ずる行為

(6) 前2項により、この預金が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、この通帳または証書および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

(7) 当金庫が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、取引先が到達を妨げるなどして通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

11. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときまたは預金者が到達を妨げたときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

12. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

- (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、在留資格・在留期間その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所、在留資格・在留期間、その他の届出事項の変更の届出の前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3) 通帳・証書や印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (4) 通帳・証書を再発行する場合は、当金庫所定の手数料をいただきます。
- (5) 預金口座開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。

13. (手数料)

- (1) この預金に当金庫所定の枚数を超える硬貨にて預入れをされる場合、当金庫所定の手数料をいただきます。
- (2) この預金から当金庫所定の枚数を超える金種指定による払戻しをされる場合、当金庫所定の手数料をいただきます。

14. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様に届出てください。

-
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
 - (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
 - (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
 - (5) 前4項の届出の前に当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った取引については、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人が取消しを主張できない有効な取引として扱います。

15. (印鑑照合)

払戻請求書、証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたとほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは、有効な払戻しとします。また、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

なお、個人の預金者は、盗取された通帳等を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

16. (盗難通帳等による払戻し)

- (1) 個人の預金者は、盗取された通帳等を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
 - ② 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この通帳等が盗取された日（通帳等が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳等を用いて行われた預金等の不正な解約または書替継続による払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B. 預金者の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

C. 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

② 通帳等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

(5) 当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当金庫が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金に係る払戻請求権は消滅します。

(7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳等により不正な解約または書替継続による払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとしてします。

17. (譲渡、質入れの禁止)

(1) この預金および通帳または証書は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

18. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権を設定している場合も同様とします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書または証書の受取欄に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに通知と同時に当金庫に提出してください。

② 複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充當の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。

③ 前号の充當の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。

④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

19. (休眠預金等活用法に関する特約の適用)

当金庫は、この預金について、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法

律（休眠預金等活用法）にもとづく特約を適用します。

20. (規定の変更)

当金庫は、金融情勢の状況変化その他相当の事由があると認められる場合には、本規定の各条項その他の条件を店頭表示、当金庫のウェブサイトの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更することができるものとします。当該変更は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。適用開始日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。なお、当金庫に責めによる場合を除き、当該変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

以上